

**由利本荘市**  
介護予防・日常生活支援総合事業費  
単位数サービスコード表

**令和8年6月**

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表	1
2 通所型サービス(独自)サービスコード表	2
3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表	4

由利本荘市 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,176単位	1,176 1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		39単位	39 1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		2,349単位	2,349 1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		77単位	77 1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		3,727単位	3,727 1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	123単位	123 1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス21	事業対象者・要支援1・2 標準的な内容の訪問型サービスである場合 287単位	標準的な内容の訪問型サービスである場合の利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で算定。ただし、1か月の提供単位数が3,727単位を超えた場合は、「1321(3,727単位)」を使用。	287
A2	2511	訪問型独自サービス22	事業対象者・要支援1・2 生活援助が中心である場合 179単位	生活援助が中心である場合(所要時間20分以上45分未満の場合)の利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で算定。ただし、1か月の提供単位数が3,727単位を超えた場合は、「1321(3,727単位)」を使用。	179
A2	2621	訪問型独自サービス23	事業対象者・要支援1・2 生活援助が中心である場合 220単位	生活援助が中心である場合(所要時間45分以上の場合)の利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で算定。ただし、1か月の提供単位数が3,727単位を超えた場合は、「1321(3,727単位)」を使用。	220
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	事業対象者・要支援1・2 短時間の身体介護が中心である場合 163単位	短時間の身体介護が中心である場合の利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で算定。ただし、1か月の提供単位数が3,727単位を超えた場合は、「1321(3,727単位)」を使用	163
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止未実施減算 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(週1回程度)	12単位減算 △12 1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		(週1回程度)日割	1単位減算 △1 1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(週2回程度)	23単位減算 △23 1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		(週2回程度)日割	1単位減算 △1 1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(週2回を超える程度)	37単位減算 △37 1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	(週2回を超える程度)日割	1単位減算 △1 1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の訪問型サービスである場合	3単位減算 △3 1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		生活援助が中心である場合(所要時間20分以上45分未満の場合)	2単位減算 △2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		生活援助が中心である場合(所要時間45分以上の場合)	2単位減算 △2
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算 △2
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11		業務継続計画未策定減算 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(週1回程度)
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割	(週1回程度)日割		1単位減算 △1 1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12	(週2回程度)		23単位減算 △23 1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割	(週2回程度)日割		1単位減算 △1 1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13	(週2回を超える程度)		37単位減算 △37 1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割	(週2回を超える程度)日割	1単位減算 △1 1日につき	
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の訪問型サービスである場合	3単位減算 △3 1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22		生活援助が中心である場合(所要時間20分以上45分未満の場合)	2単位減算 △2
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23		生活援助が中心である場合(所要時間45分以上の場合)	2単位減算 △2
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算 △2
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算		所定単位数の15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の15%加算	1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算	1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算	1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100 1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200
A2	6102	訪問型独自口腔嚥下強化加算	ホ 口腔嚥下強化加算	50単位加算	50 1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅠ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1000加算
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅡ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1000加算
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅠ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000加算
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅡ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1000加算
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1000加算
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000加算

【色分けルール】  
 ○水色⇒新設  
 ○黄色⇒変更  
 ○灰色⇒廃止

由利本荘市 通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A6	1111	通所型独自サービス11	事業対象者・要支援1 要支援1または週1回程度利用の事業対象者で、提供回数が4回/月を超える場合に使用。	1,798単位	1,798 1月につき
A6	1112	通所型独自サービス11日割	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	59単位	59 1日につき
A6	1121	通所型独自サービス12	事業対象者・要支援2 要支援2または週2回程度利用の事業対象者で、提供回数が8回/月を超える場合に使用。	3,621単位	3,621 1月につき
A6	1122	通所型独自サービス12日割	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	119単位	119 1日につき
A6	1113	通所型独自サービス21	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	436 1回につき
A6	1123	通所型独自サービス22	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	447 1回につき
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止未実施減算 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 18単位減算	△18 1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	事業対象者・要支援1 日割の場合	1単位減算	△1 1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12	事業対象者・要支援2 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	36単位減算	△36 1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	事業対象者・要支援2 日割の場合	1単位減算	△1 1日につき
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	事業対象者・要支援1 ロ 1月当たりの回数を定める場合	4単位減算	△4 1回につき
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22	事業対象者・要支援2 ロ 1月当たりの回数を定める場合	4単位減算	△4 1回につき
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 18単位減算	△18 1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割	事業対象者・要支援1 日割の場合	1単位減算	△1 1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12	事業対象者・要支援2 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	36単位減算	△36 1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割	事業対象者・要支援2 日割の場合	1単位減算	△1 1日につき
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21	事業対象者・要支援1 ロ 1月当たりの回数を定める場合	4単位減算	△4 1回につき
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22	事業対象者・要支援2 ロ 1月当たりの回数を定める場合	4単位減算	△4 1回につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1日につき
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1回につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 376単位減算	△376 1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2 752単位減算	△752 1月につき
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合 ロ 1月当たりの回数を定める場合	94単位減算	△94 1回につき
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	47単位減算	△47 片道につき
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	100 1月につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240 1月につき
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算	50単位加算	50 1月につき
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算	200単位加算	200 1月につき
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算 (1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150 1月につき
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ	ト 口腔機能向上加算 (2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160 1月につき
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算	480単位加算	480 1月につき
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算 (1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 88単位加算	88 1月につき
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2	リ サービス提供体制強化加算 (1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2 176単位加算	176 1月につき
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1	リ サービス提供体制強化加算 (2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 72単位加算	72 1月につき
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2	リ サービス提供体制強化加算 (2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2 144単位加算	144 1月につき
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1	リ サービス提供体制強化加算 (3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 24単位加算	24 1月につき
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2	リ サービス提供体制強化加算 (3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援2 48単位加算	48 1月につき
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ス 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100 1月につき
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	ス 生活機能向上連携加算 (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200 1月につき
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算 (1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20 1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算 (2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5 1回につき
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算	40単位加算	40 1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ11	利用定員が19人以上の場合 利用定員が19人以上の場合 (1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の111/1000加算	111 1月につき
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ21	利用定員が19人以上の場合 (2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の120/1000加算	120 1月につき
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ11	利用定員が19人以上の場合 (3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の109/1000加算	109 1月につき
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ21	利用定員が19人以上の場合 (4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の118/1000加算	118 1月につき
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ1	利用定員が19人以上の場合 (5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の99/1000加算	99 1月につき
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ1	利用定員が19人以上の場合 (6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の83/1000加算	83 1月につき

由利本荘市 通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ12	フ 介護職員処遇改善加算	利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の117/1000 加算	
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ22			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の127/1000 加算	
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ12			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の115/1000 加算	
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ22			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の125/1000 加算	
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ2			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の105/1000 加算	
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ2			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の89/1000 加算	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超			事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで		447単位	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠			事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで		447単位	

【色分けルール】  
 ○水色⇒新設  
 ○黄色⇒変更  
 ○灰色⇒廃止

由利本荘市 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目							
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2 要介護1・2・3・4・5 442単位		442単位	1月につき		
AF	2113	介護予防ケアマネジメント(高齢者虐待防止未実施減算)		高齢者虐待防止未実施減算	438単位		438	
AF	2212	介護予防ケアマネジメント(高齢者虐待防止未実施減算・業務継続計画未策定減算)		4単位減算	業務継続計画未策定減算 4単位減算		434単位	434
AF	2211	介護予防ケアマネジメント(業務継続計画未策定減算)		業務継続計画未策定減算	4単位減算		438単位	438
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算		300単位加算		300	
AF	6132	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算		300単位加算	300		
AF	6207	介護予防ケア処遇改善加算11	ニ 介護職員等処遇改善加算	地域包括支援センターが行う場合	9単位加算	9		
AF	6208	介護予防ケア処遇改善加算12		※イからハまでの所定単位数の1000分の211に相当する単位数を算出し、ありうる単位数の組合せをサービスコードとして定義したもの。4つの中からいずれかのサービスコードを選択。	15単位加算	15		
AF	6209	介護予防ケア処遇改善加算13		16単位加算	16			
AF	6210	介護予防ケア処遇改善加算14		22単位加算	22			

【色分けルール】  
 ○水色⇒新設  
 ○黄色⇒変更  
 ○灰色⇒廃止